

行政説明会を開催します

問合せ：総務課 庶務防災担当 ☎ 991-1893

町民の皆さんに、平成28年度に町が行う事業や予算などについての説明会を開催します。

■日時/5月12日(木)午後7時～

■場所/田園ホール・エローラ(中央公民館)

■町出席者/町長、副町長、教育長、関係各課・局・室長

■参加対象者/町内在住、在学・在勤の方



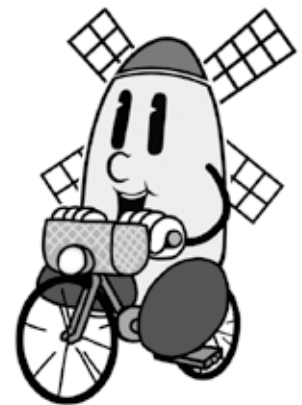
5月は自転車マナーアップ強化月間です

問合せ：総務課 庶務防災担当 ☎ 991-1895

■自転車安全利用五則を守りましょう

自転車も車両です。交通ルール「自転車安全利用五則」を守りましょう。

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、
信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子供はヘルメットを着用



■自転車事故でも責任は重大です

「自転車だから大丈夫」、「事故を起こしても大事にならない」は大きな間違いです。

自転車も車両です。事故を起こせば、自動車と同じ「車両」の運転者としての責任が重くのしかかってきます。

事故の責任は、「刑事上」、「民事上」、「社会的」に負うこととなりますが、とりわけ「民事上」（被害者に対する損害賠償責任）においては、近年、高額な賠償判決が下されています。

■自転車事故の賠償に備えて保険に加入しましょう

自転車が事故を起こした場合、自動車と違い、被害者賠償のための強制保険(自賠責保険)はありません。被害者への損害賠償は加害者にとって、金銭的に大きな負担となってしまいますので、万が一の事故に備えて保険に加入しましょう。

保険の種類	事故の相手		自分	内容	取扱い
	生命・身体	財産	生命・身体		
個人賠償責任保険	○	○	×	他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして、法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険	損害保険各社
傷害保険	×	×	○	自転車の転倒など、思わぬ事故による自分のケガに備える保険	損害保険各社
T S マーク付付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店で、購入、点検整備した自転車に貼られるT S マークに付帯した保険	自転車安全整備店

※詳しくは、損害保険代理店や保険会社、自転車安全整備店にご確認ください。